

本明川ダム建設事業の
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取
について

平成25年3月18日

国土交通省 九州地方整備局

対策案（流水の正常な機能の維持）の意見聴取（案）

■ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の関係河川使用者（対策案に係る施設の管理者や関係者）や関係地方公共団体として以下の機関を抽出しました。

※関係河川使用者等への意見聴取を踏まえて追加することがある。

【流水の正常な機能の維持対策案意見聴取先】

①流水の正常な機能の維持対策案に係る主な河川使用者

長崎県、長崎市、諫早市、大村市、小ヶ倉ため池土地改良区

②流水の正常な機能の維持対策案に係る自治体

長崎県、諫早市、大村市

③「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」構成員

長崎県、諫早市

利水対策案の利水参画者等への提示、意見聴取（案）

（案）

国九整河計第 号
平成25年 月 日

（別添2：意見提出様式）

（案）

本明川ダム事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

（意見聴取先） 殿

国土交通省
九州地方整備局長

本明川ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本明川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付け国河計調第6号）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

このたび、国土交通省九州地方整備局において、複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

抽出した対策案について、関係河川使用者（流水の正常な機能の維持対策案に係る施設の管理者や関係者）、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に提示、意見聴取を行いますので、貴殿に係る対策案について意見を求めます。

なお、本対策案については、対策案に係る関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々と事前協議や調整は行わず、検討主体である九州地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解頂きますようお願い致します。

【ご意見を頂く対策案】

1. 流水の正常な機能の維持対策案

現 計 画 案：本明川ダム建設事業

対策案（1）：河道外貯留施設

対策案（4）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）

対策案（9）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）

対策案（10）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）

対策案（11）：他用途ダム容量買い上げ（小ヶ倉ダムの利水容量）

対策案（12）：ダム再開発（土師野尾ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設

対策案（16）：他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

対策案（17）：他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成25年 月 日（ ）までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課長 藤本 雄介

建設専門官 石橋 浩

TEL 092-471-6331（代表） FAX 092-476-3470

※これまでの検証の状況については、九州地方整備局のホームページにて公開しております。

[九州地方整備局ホームページ]

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html>

①団体名	
②担当者名	
③連絡先（TEL）	
④ご意見	

※意見聴取の期間は、概ね1ヶ月程度を予定している。